

第50回衆議院議員総選挙・ 第26回最高裁判所裁判官国民審査 『今日だよね 声をかけ合う 投票日』

(第50回衆議院議員総選挙統一標語)

投票日 10月27日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

習志野市で投票できる人

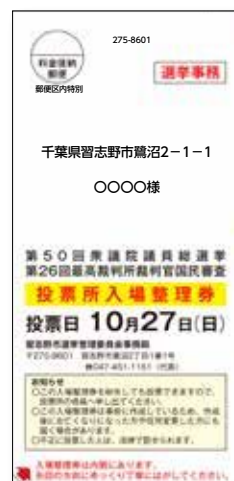
次の3つのすべてに該当する人です。

- 平成18年10月28日以前に生まれた。
- 日本国籍を有している。
- 令和6年7月14日までに転入の届け出または住民票を作成し、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている。

※令和6年7月15日以降に転入した人は、前住地で投票することになります(前住地の選挙人名簿に登録されている場合)。詳しくは前住地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票所入場整理券

- 10月16日ごろまでに、世帯主宛てに選挙権のある人の名前を連記した投票所入場整理券(1枚につき6人まで)が届きます。
- 投票所入場整理券は円滑に投票できるようにするものです(投票用紙との引換券ではありません。)。届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員へ申し出てください。
※衆議院解散による今回の選挙は、期日前投票開始時点で投票所入場整理券が届かない場合があります。
- 投票所入場整理券に記載された投票所へお越しください。
- 投票所に行く際には、本人の氏名が記載された投票所入場整理券を、切り離して持参してください。



投票に行きましょう!

当日投票

お住いの地域ごとに定められた、市内25カ所の投票所で行います。

お住いの地域の投票所は投票所入場整理券に記載してあるほか、市ホームページでも確認できます。

投票時間 午前7時～午後8時

持ち物 投票所入場整理券

投票所の地図はこちらから➡



投票日当日の投票所一覧(投票時間 午前7時～午後8時)

第1	第五中学校 美術室	● 鷺沼台 1丁目、2丁目(13・14番) ● 津田沼 1丁目、2丁目(10～13番)、3丁目(11～23番) ● 藤崎 2丁目(1～10・12～15番)
第2	津田沼小学校 小アリーナ	● 津田沼 2丁目(1～9・14～17番)、3丁目(1～10番)、4・5丁目、6丁目(4～14番)、 7丁目(3～17番)
第3	市庁舎 1階 展示コーナー	● 鷺沼 1丁目(1～12・15～17番)、2丁目、3丁目(1～17番)、4丁目、5丁目(1～5・7～18番) ● 鷺沼台 2丁目(1～12・15～17番)
第4	谷津コミュニティセンター ふれあいルーム	● 谷津 1丁目(22～24番)、5丁目、6丁目(5～11・16・17番) ● 奏の杜 2丁目(4～11番)、3丁目(7～17番)
第5	谷津公民館	● 谷津 3丁目(2～30番)、4丁目
第6	大久保小学校 大会議室	● 泉町 1丁目(1番) ● 大久保 1丁目(1～15番)、3丁目 ● 鷺沼台 2丁目(18～22番) ● 藤崎 5～7丁目 ● 本大久保 1丁目
第7	中央公民館	● 大久保 1丁目(16～29番) ● 本大久保 2・3丁目
第8	大久保こども園 遊戯室	● 泉町 1丁目(2・3番)、2・3丁目 ● 新栄 1丁目(1～9番)
第9	実籾小学校 体育館	● 新栄 1丁目(10～12番)、2丁目 ● 実籾 1・2丁目、3丁目(1～13・15～36番)、 4丁目(1・2・12～14番)、5・6丁目 ● 実籾本郷
第10	イオンタウン東習志野 特設会場	● 東習志野 1丁目、2丁目(18(ユトリシア11・22・33・38～44・51・52・55号)・19番)、 6丁目
第11	藤崎幼稚園 遊戯室	● 藤崎 1丁目、2丁目(11・16～19番)、3・4丁目
第12	大久保東小学校 体育館	● 大久保 2・4丁目 ● 本大久保 4丁目(8～19番)、5丁目
第13	袖ヶ浦西小学校 体育館	● 袖ヶ浦 1丁目、2丁目(5～7番)、3丁目(2～7番) ● 津田沼 6丁目(2・3番)、7丁目(1・2・18番)
第14	袖ヶ浦東小学校 体育館	● 袖ヶ浦 2丁目(1～4番)、3丁目(1番)、4～6丁目 ● 津田沼 6丁目(1番) ● 鷺沼 1丁目(13・14番)、3丁目(18～20番)、5丁目(6番)
第15	東習志野8丁目会館	● 東習志野 7・8丁目
第16	向山小学校 体育館	● 谷津 1丁目(1～11・19～21番)、谷津2丁目 ● 谷津町 1・4丁目 ● 奏の杜 3丁目(2～6番)
第17	秋津小学校 体育館	● 茜浜 1～3丁目 ● 秋津 1～5丁目
第18	東習志野小学校 体育館	● 東習志野 2丁目(1～17・18(1～10号・11号のユトリシア以外・12・14・17号)・20番)、 3～5丁目 ● 実籾 3丁目(14番)、4丁目(3～11・15～44番)
第19	香澄小学校 体育館	● 香澄 1～6丁目 ● 芝園 1～3丁目
第20	第六中学校 体育館 1階卓球場	● 本大久保 4丁目(1～7番) ● 屋敷 1～5丁目
第21	(欠番)	
第22	鷺沼台4丁目集会所	● 鷺沼台 3・4丁目
第23	花咲会館	● 花咲 1・2丁目
第24	谷津南小学校 体育館	● 谷津 3丁目(1番)
第25	谷津7丁目集会所	● 谷津 6丁目(13～15・18～22番)、7丁目 ● 奏の杜 1丁目
第26	奏の杜フォルテ ベルク1階催事スペース	● 谷津 1丁目(12～18番) ● 奏の杜 2丁目(1～3・12～19番)、奏の杜3丁目(1番)

今回の選挙から投票所に変更がある投票区は次のとおりです。間違えないようにお気を付けください。

変更前

変更後

第1：イトーヨーカドー津田沼店 6階特設会場

⇒ 第五中学校 美術室

第6：大久保小学校 体育館

⇒ 大久保小学校 大会議室

第11：藤崎保育所 遊戯室

⇒ 藤崎幼稚園 遊戯室

第26：モリシア津田沼1階センターコート特設会場

⇒ 奏の杜フォルテ ベルク1階催事スペース



投票日当日、仕事やレジャー等で投票所へ行けない人

期日前投票

次の期間、期日前投票所で投票をすることができます。



千葉県明るい選挙
シンボルキャラクター
せんぎよ君

期 間 10月16日(水)～26日(土)

持ち物 投票所入場整理券

期日前投票所 期日前投票所は次の2施設です。

会場により投票できる時間が異なります。間違えないようにご来場ください。

市庁舎 1階 展示コーナー

住所 鷺沼2-1-1

時間 午前8時30分～午後8時



駐車場
無料

イオンタウン東習志野 特設会場

住所 東習志野6-7-8

時間 午前10時～午後7時



駐車場
入庫後120分無料



重要

これまで期日前投票所となっていたイトーヨーカドー津田沼店は閉店のため、期日前投票所の設置はありません。ご注意ください。

当日・期日前投票が難しい人は

不在者投票

●市外に滞在している場合

仕事などで市外に滞在中で投票日までに本市に帰らない人は、滞在先の市区町村で投票ができる制度があります。

●病気などで入院・老人ホーム等の施設に入所している場合

病院や老人ホーム等に入院(所)中の人は、その施設が都道府県の選挙管理委員会に指定されていれば、その施設の中で投票できる制度があります。

●重度の障がいがある場合

身体障害者手帳を持ち一定以上の障がいのある人・要介護5の人などは、郵便等投票証明書の交付を受けることで、郵便等による投票ができる制度があります。

●投票日当日には18歳になるが、期日前投票をしようとする日はまだ17歳であり投票できない場合

選挙管理委員会事務局(市役所2階)で投票できます。期日前投票所では投票できません。

各制度についての詳細は市ホームページをご覧ください。

また、事前の申請などが必要になる場合がありますので、早めにご確認ください。

不在者投票の詳細はこちら➡





よくある質問

Q 選挙公報はいつ届きますか？

配布予定日は10月23日頃です。新聞折込(朝日・毎日・読売・産経・東京・日経・千葉日報の各新聞の朝刊)を行うほか、市内各施設(期日前投票所、市内公共施設(市庁舎・連絡所・公民館など)、市内 JR・京成各駅)等に設置します。

Q 最近引っ越しをした場合、どこで投票したらよいですか？

習志野市内で転居した人

- 令和6年10月2日以前に届け出をした⇒新住所地で投票
- 令和6年10月3日以降に届け出をした⇒旧住所地で投票
- ※当日の投票所は投票所入場整理券に記載しています。

市外から転入 または 市外に転出した人

- 令和6年7月14日までに転入の届け出をした⇒新住所地で投票
- 令和6年7月15日以降に転入の届け出をした⇒旧住所地で投票
- ※3カ月以内に複数回引っ越ししている場合、投票できないことがあります。詳しくはお問い合わせください。

Q 海外から一時帰国している場合は投票できますか？

本市の在外選挙人名簿の登録者で選挙時に帰国している人は「在外選挙人証」を提示することで投票することができます。投票場所など詳しくはお問い合わせください。

Q 投票用紙に字を書くことが困難な場合はどうしたらよいですか？

係員が手伝って記載する代理投票制度があります。投票所の係員へ申し出てください。

Q 点字で投票はできますか？

各投票所に点字器を備えています。投票所の係員へ申し出てください。

衆議院議員小選挙区の区割りが変わりました

習志野市は第14区です

今回の衆議院議員総選挙から下図のとおり区割りが変更され、新しい選挙区で選挙が行われます。

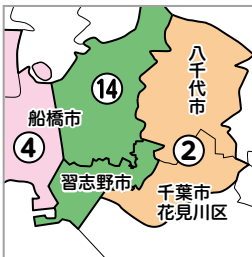
変更前 第2区

- 習志野市
- 八千代市
- 千葉市花見川区



変更後 第14区

- 習志野市
- 船橋市の東側 (第4区に属さない区域)



千葉県では人口が多い東葛地域で区割りが見直され、小選挙区は現行の13区から14区となり、議員の定数が1増となります。

〔 なんで区割りが変わるの? 〕

今回の区割り改定と定数改正は、令和2年の大規模国勢調査の結果による日本国民の人口に基づいて、一票の較差是正のために行われました。

千葉県を含む5都県でそれぞれ定数が1~5増加し、10県でそれぞれ定数が1減少します(10増10減)。

衆議院議員小選挙区の区割り改定は、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の人口に基づき、各選挙区の人口較差を2倍未満にすることとされています。

- 改定による人口最少選挙区との較差が2倍以上の選挙区の数 (令和2年日本国民の人口)

改定前 23 選挙区

改定後 0 選挙区

- 改定による最大人口較差(令和2年日本国民の人口)

改定前

最 東京22区 最 鳥取2区
大 574,264人 小 273,973人

改定後

最 福岡2区 最 鳥取2区
大 547,664人 小 273,973人

2.096 倍

1.999 倍



詳しくは総務省ホームページへ

選挙速報は
市ホームページで!

選挙当日、市内の投票状況と開票状況をお知らせします。

